

障害児通所支援の給付決定における

児童発達支援事業者への調査協力をお願い

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定が示され、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障がい児に支援を行ったときの加算として、「個別サポート加算（I）」が創設されることとなりました。

これらの対象児童は児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）については、通所給付決定時に実施する 5 領域 11 項目の調査、放課後等デイサービスについては、現行の基本報酬区分を分ける上での指標に係る調査と同様の調査項目により決定することとしています。

本市では各児童発達支援事業所で把握している対象児童の実態をより反映させた調査内容にて判定を行いたく、下記のとおり聞き取り調査の協力を依頼いたします。

なお、本調査により「個別サポート加算（I）」の判定も行いますので、加算対象となった場合には利用者負担にも影響しますので、保護者へは丁寧な説明と調査内容の共有を併せてお願いいたします。保護者への確認後、対象者全員の調査票を下記メールアドレス宛、送付ください。その際、名前等個人情報の取扱いにはご配慮下さるようお願いいたします。

※ 令和 3 年 4 月から「個別サポート加算（I）」の給付決定を希望する場合は、令和 3 年 4 月 28 日（水）までに調査書の提出をお願いいたします。

1. 児童発達支援、医療型児童発達支援にかかる「乳幼児等サポート調査」については、別紙「調査票」をご利用ください。各調査項目の解釈と具体例については、別表 1「乳幼児等サポート調査 留意事項」をご覧ください。

2. 放課後等デイサービスの給付決定を受けている児童のうち、すでに指標に該当する児童においては「個別サポート加算（I）」の決定がされているものとして取扱うため申請の必要はありません。

【 問い合わせ先 】

市川市 発達支援課 担当：木塚・長谷
〒272-0032 市川市大洲4-18-3
TEL：047-370-3561 FAX：047-376-1115
MAIL：hattatsu-sien@city.ichikawa.lg.jp